【令和７年４月作成】

建築物の耐震診断費補助制度のご案内

岡崎市では特定建築物の耐震診断費の一部を予算の範囲内で補助します。

補 助 の 対 象

◆ 用途・規模：学校、病院、集会場など多数のものが利用する大規模な建築物、危険物の貯蔵場（建築物の耐震改修の促進に関する法律第１４条に定めるもの）

◆ 建築時期：昭和 56 年５月以前の着工

補 助 の 内 容

◆ **診断費補助　上限１２０万円**

◇補助額は、診断に要する費用と下表【基準額】のいずれか少ない額の２/３以内とする。

◇**建築士事務所登録のある建築士**（建築士法第３条に規定する規模は一級建築士）が行い、市が定める第三者機関で判定を受けたものに限る。

【基準額】

延べ面積区分	基準額
面積 1,000 ㎡以内の部分	面積に１㎡当り３，６７０円を乗じて得た額
面積 1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分	面積に１㎡当り１，５７０円を乗じて得た額
面積 2,000 ㎡を超える部分	面積に１㎡当り１，０５０円を乗じて得た額

受 付 期 間

◆ 令和７年４月１日（火）～令和７年１０月３１日（金）（予算に到達した時点で終了）

※ 完了報告書は令和８年２月６日（金）までに提出してください。

留 意 事 項

◎ 診断には建築時の図面が必要です。

◎ 診断 請負契約前（診断 着手前）に補助金申請をし、補助金交付決定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。

◎ 事前に診断に着手している場合は補助金を交付することができません。

～このご案内に関するお問い合わせは～

岡崎市　住環境政策課　住宅施策係（西庁舎１階）

ＴＥＬ：０５６４－２３－６７０９　　ＦＡＸ：０５６４－２３－７５２８

【令和７年４月作成】

【建築物耐震診断費補助の流れ】

＜申請者＞		＜岡崎市＞
○申請者から耐震診断・改修の依頼 耐震診断・改修等の内容について市へ事前相談（既設図持参）	**事前相談**	**事前相談** ・ 補助の対象の確認 ・ 申請書の書き方　等
○補助金交付申請書類の作成 ・提出書類はチェックリストを参照 **①補助金交付申請書提出** ・１部提出。 ・申請受付は令和７年10月31日（金）まで。	**補助金申請**	**申請書審査** （14日前後かかります） **↓審査ＯＫ↓** 市から申請者へ「補助金交付決定通知書」を送付。
＊交付決定通知後に申請者と請負契約		
②着手届提出 **・補助金交付決定日** **・診断着手予定日** **いずれか遅い日から20日以内に着手する。着手してから10日以内に着手届を提出** ・請負契約書の写しを添付	**着　手**	
＊変更承認申請書・変更届出書（補助金額の変更、事業内容の変更） ＊遅延報告書（予定期間の変更等） ＊廃止（中止）届（廃止又は中止の場合）		
③完了実績報告書提出 **・・・完了後30日以内に提出** **【令和８年２月６日（金）までに提出】** ・提出書類はチェックリストを参照 ・改修工事は耐震改修証明書交付申請（税制優遇措置が受けられる可能性あり）	**工事完了**	**完了実績報告書確認** **↓審査ＯＫ↓** 市から申請者へ「補助金確定通知書」を送付。 申請者へ補助金交付
④補助金支払請求書提出	**補助金交付**	

～このご案内に関するお問い合わせは～

岡崎市　住環境政策課　住宅施策係（西庁舎１階）

ＴＥＬ：０５６４－２３－６７０９　　ＦＡＸ：０５６４－２３－７５２８